

**相続 宅建 H09-10-4 《#768》**

**【問】 正誤をつけよ。**

被相続人 E の生前に、E の子 F が家庭裁判所の許可を得て遺留分の放棄をした場合でも、F は、E が死亡したとき、その遺産を相続する権利を失わない。

**【答え】 正しい**

**《ポイント1》 遺留分の放棄【発展】**

遺留分を放棄した者は、相続放棄をしたわけではないから、相続人としての地位は失わない

**《ポイント2》 遺留分の放棄【★基礎必須】**

相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。（民法 1049 条 1 項）

⇒ 相続開始後における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可は不要